

令和6年度さいたま市再犯防止推進協議会

次 第

日時：令和6年11月8日（金）午前10時00分～

会場：大宮区役所6階 大会議室

1 開 会

2 委員の御紹介

3 さいたま市再犯防止推進協議会について

4 会長選出

5 議題

（1）さいたま市の再犯防止の進捗状況について

（2）国・民間団体等の動向について

6 その他

7 閉 会

さいたま市再犯防止推進協議会 委員名簿

令和6年11月1日現在

	所属	役職等	氏名
1	浦和公共職業安定所	専門援助部門 統括職業指導官	相澤 秀一
2	東京矯正管区	更生支援企画課 課長	大園 雄介
3	さいたま市社会福祉協議会	事務局長	佐藤 政樹
4	埼玉大学	名誉教授	沢崎 俊之
5	更生保護法人清心寮	理事長	清水 義恵
6	白石工業株式会社	会長	白石 宏行
7	さいたま少年鑑別所	地域非行防止調整官	鈴木 智美
8	さいたま大宮地区更生保護女性会	会長	須田 久子
9	川越少年刑務所	総務部 調査官	田中 茂樹
10	NPO法人埼玉ダルク	施設長	辻本 俊之
11	青少年育成さいたま市民会議	補導委員会 委員長	利根川 善次
12	さいたま保護観察所	次長	富田 潤一
13	さいたま市民生委員児童委員協議会	理事	野中 味恵子
14	埼玉弁護士会	弁護士	平原 興
15	さいたま浦和地区保護司会	事務局長	増岡 一夫
16	埼玉県警察	さいたま市警察部 総務課 企画補佐官	眞鍋 伸介
17	さいたま地方検察庁	総務部 検事	村澤 文子
18	埼玉県地域生活定着支援センター	センター長	吉田 拓人

(五十音順・敬称略)

令和6年度さいたま市再犯防止推進協議会 席次表

日時：令和6年11月8日（金）午前10時～

会場：大宮区役所6階 601・602号室

会長



出入口

東京矯正管区 更生支援企画課
課長 大園 雄介様



さいたま市社会福祉協議会
事務局長 佐藤 政樹様



埼玉大学
名誉教授 沢崎 俊之様



白石工業株式会社
会長 白石 宏行様



さいたま少年鑑別所
地域非行防止調整官
鈴木 智美様



さいたま大宮地区更生保護女性会
会長 須田 久子様



川越少年刑務所 総務部
調査官 田中 茂樹様



NPO法人埼玉ダルク
施設長 辻本 俊之様



青少年育成さいたま市民会議
補導委員会 委員長 利根川 善次様



さいたま保護観察所
次長 富田 潤一様



さいたま市民生委員児童委員協議会
理事 野中 味恵子様



埼玉弁護士会
弁護士 平原 興様



さいたま浦和地区保護司会
事務局長 増岡 一夫様



埼玉県警察 さいたま市警察部
総務課 企画補佐官 眞鍋 伸介様



さいたま地方検察庁 総務部
検事 村澤 文子様



埼玉県地域生活定着支援センター
センター長 吉田 拓人様



福祉総務課



福祉総務課



生活福祉部長



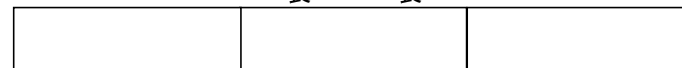
福祉総務課長



福祉総務課



福祉総務課



総合教育相談室



総合教育相談室



こころの健康
センター



精神保健課



住宅政策課



傍聴者席



出入口

さいたま市再犯防止推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市における再犯防止に関する施策について、専門的かつ多様な意見を聴取するため、さいたま市再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見聴取を行うものとする。

- (1) さいたま市再犯防止推進計画の推進等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のための必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の構成員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、オブザーバーとして協議会への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉局生活福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。



福祉局キャラクター「つまーる」

資料 2

さいたま市の再犯防止の 進捗状況について

福祉局 生活福祉部 福祉総務課

1 さいたま市再犯防止推進協議会について

設置目的

さいたま市における再犯防止に関する施策について、専門的かつ多様な意見を聴取すること。

所掌事務

① さいたま市における再犯防止の進捗状況について ……議題1

さいたま市再犯防止推進計画に掲げた取組の進捗状況や達成度を共有し、専門的かつ多様な意見を聴取する。 ➡ 効果的かつ着実な取組の実施へ

② 国・民間団体等の動向の共有について ……議題2

再犯防止に関する国・民間団体等の動向について、委員相互の情報共有や意見交換等を行う。 ➡ 再犯防止に関わる関係機関の協働体制の構築へ

2 さいたま市再犯防止推進計画について

計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

基本的な考え方

- ・ 更生支援や再犯の防止等に資する取組を掲載
- ・ 犯罪をした者等か否かに関わらず、従前から市民に提供してきたサービス（取組）で、更生支援や再犯防止につながる可能性がある取組を掲載

◆ 明確には再犯防止と関連付けられてこなかった様々な取組について、再犯防止の視点を反映させることが期待できる

◆ 「安全・安心な地域づくりを進めていく」という意思を庁内外に対して明らかにすることができる

計画の構成

第1章	計画の概要	計画の趣旨・国や県の状況 計画の基本方針や重点項目 等
第2章	関連する施策の展開	重点項目別の現状と取組の方向性 再犯防止等に関連する取組
第3章	再犯を取り巻く状況	犯罪者処遇の概要/市における犯罪の発生状況/市を取り巻く再犯に関する状況
第4章	計画の推進体制	さいたま市再犯防止推進協議会を設置
資料	法律・計画、用語集 等	国の再犯防止推進法/国の再犯防止推進計画/協議会の開催状況及び委員構成 等

3 (国) 第二次再犯防止推進計画について

計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

重点課題（重点項目）

【国】

就労・住居の確保等

保健医療・福祉サービスの利用の促進等

学校等と連携した修学支援の実施等

犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

民間協力者の活動の促進

地域による包摂の推進

再犯防止に向けた基盤の整備等

【本市】

就労・住居の確保等のための取組

保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組

犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組

民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組



第二次推進計画より新たに
加わった重点課題

地域による包摂の推進

刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要

再犯防止分野において、国と地方公共団体の役割が必ずしも明確ではない

役割を明確化したうえで、地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援連携体制をさらに強化していくことが必要

【市町村の役割】

行政サービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として安定して生活できるよう、適切にサービスを提供するよう努める。

4 さいたま市再犯防止推進計画の進捗状況について

- 令和5年度の実施内容、実績・成果について、目標に対する達成状況の評価を行いました。

評価基準

A：目標を上回った

(目安) 目標に対し実績が概ね110%以上/事業予定を前倒して実施できた/予定を超える成果があった

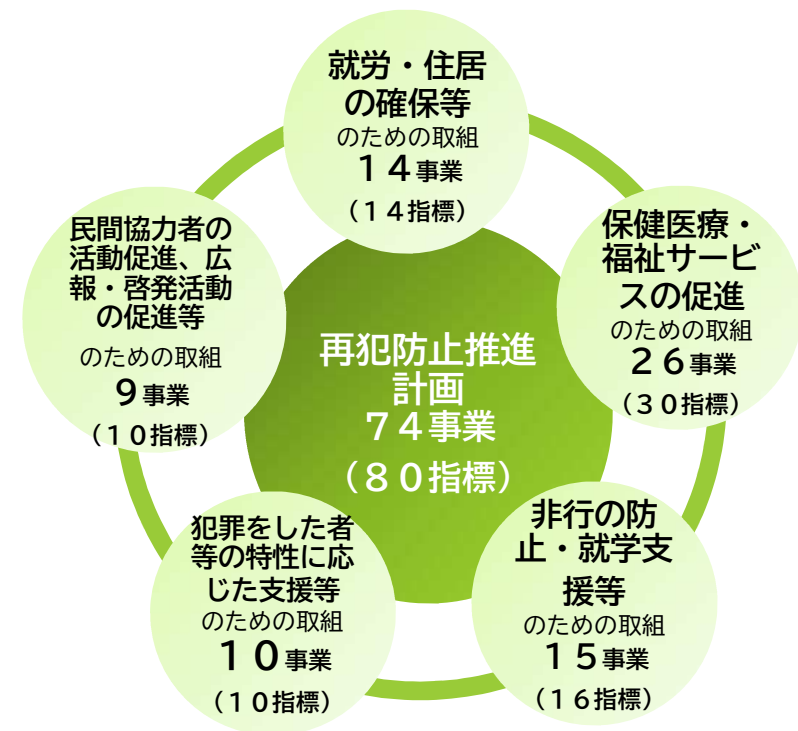
B：目標を達成した

(目安) 目標に対し実績が概ね90%以上110%未満/事業予定を概ね実施できた

C：目標を下回った

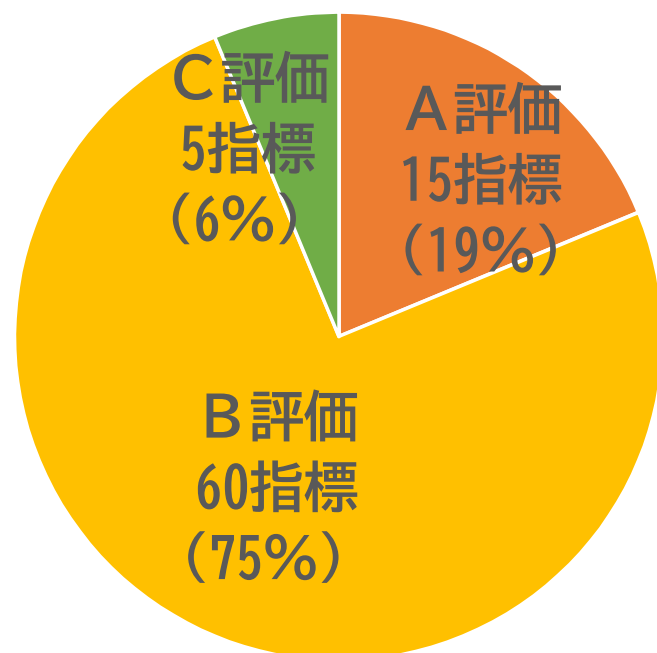
(目安) 目標に対し実績が概ね90%未満/事業予定の一部もしくは全部を実施できなかった

R5年度評価の対象

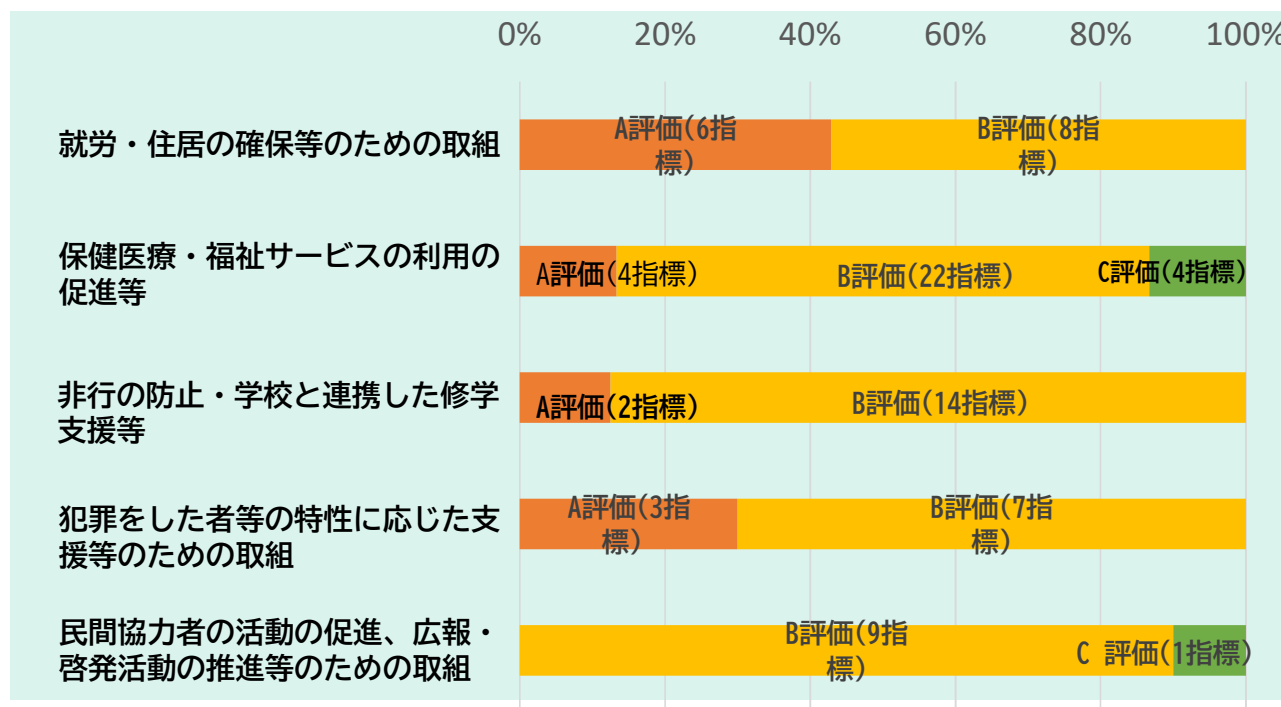


4 さいたま市再犯防止推進計画の進捗状況について

R 5 年度達成状況（全体）



R 5 年度達成状況（重点項目別）



B評価以上の指標が、全体の90%以上となっており、計画全体としては順調に進行していると考えられます。

(参考) さいたま市の広報・啓発活動について

「すべての市民が安全で安心して暮らせる社会を目指す」機運の醸成を目的に、地域の再犯防止に資する相談先・問合せ先をまとめたリーフレットを作成しております。

リーフレットの構成	
第1部 再犯防止とは	再犯の現状、再犯防止の必要性、再犯が起こる原因等
第2部 相談窓口一覧	窓口名称、支援制度概要、連絡先等

配布先

- ・市再犯防止推進協議会構成機関
- ・更生保護関係者（保護司会・更生保護女性会等）
- ・民生委員・児童委員
- ・市関係所管課（再犯防止推進計画関係課） 等



令和5年度さいたま市再犯防止推進計画進行管理表

事業番号	計画に掲載している標題	計画に掲載している事業内容	令和5年度の取組内容	令和5年度目標	令和5年度実績・取組の成果	達成度	達成度がCまたは「－」であった理由	局名	課所名
1 就労・住居の確保等のための取組									
(1)就労の確保等 ①就職に向けた相談・支援等の充実									
1	ワークステーションさいたまにおける取組	「ワークステーションさいたま」において、働く意欲を持つあらゆる世代を対象に、国が行う職業相談・紹介と連携したキャリアコンサルティングや子育て世代の再就職を支援するセミナー等、就職に至るまでのワンストップ就労支援を実施します。	「ワークステーションさいたま」において、働く意欲を持つあらゆる世代を対象に、国が行う職業相談・紹介と連携したキャリアコンサルティングや子育て世代の再就職を支援するセミナー等、就職に至るまでのワンストップ就労支援を実施しました。	○ワークステーションさいたま運営事業等に係る就職者数 284人 ○ワークステーションさいたま施設利用者数 10,100人 (総合振興計画実施計画:事業11-1-4-02)	・ワークステーションさいたま運営事業等に係る就職者数 305人 ・ワークステーションさいたま施設利用者数 10,189人	B		経済局	労働政策課
2	地域若者サポートステーションさいたまにおける取組	国と協働で運営する「地域若者サポートステーションさいたま」において、15歳～49歳の就労を目指している方を対象に、1人ひとりの課題に合わせ、カウンセリング・セミナー等の各種職業的自立支援事業を実施します。	国と協働で運営する「地域若者サポートステーションさいたま」において、15歳～49歳の就労を目指している方を対象に、1人ひとりの課題に合わせ、カウンセリング・セミナー等の各種職業的自立支援を実施しました。	○地域若者サポートステーションさいたま就職等進路決定者数 96人 ○地域若者サポートステーションさいたまセミナー等参加者満足度 90% (総合振興計画実施計画:事業11-1-4-02)	・地域若者サポートステーションさいたま就職等進路決定者数 140人 ・地域若者サポートステーションさいたまセミナー等参加者満足度 99.2%	A		経済局	労働政策課
3	さいたま市若者自立支援ルームにおける取組	「さいたま市若者自立支援ルーム」において、社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、就労や復学へ向けて円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を実施します。	社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、就労や復学へ向けて円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を実施しました。	○若者自立支援ルーム利用者アンケートで、自立に向かっていると回答した方の割合 66% ○若者自立支援ルーム利用登録者のうち、就労・就学等自立に向けステップアップした人数 90人 (総合振興計画実施計画:事業07-1-3-04)	・若者自立支援ルーム利用者アンケートで「自立に向かっている」と回答した方の割合 75% ・若者自立支援ルーム利用登録者のうち就労・就学等自立に向けステップアップした人数 96人	A		子ども未来局	子ども・青少年政策課
4	福祉まるごと相談窓口における取組	各区役所福祉課内に「生活自立・仕事相談センター」を設置し、生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づき住居確保給付金の支給、就労支援、家計改善支援等、自立に向けた歩みを進めていけるよう関係機関と連携した包括的な支援を実施します。 (7ページでは、以下を追加) 就労支援としては、就労に必要な基礎能力向上のための就労準備支援や、就労体験や支援付きの雇用を提供する就労訓練事業を実施します。 (12ページでは、以下を追加) 住居確保給付金は、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失又はそのおそれの高い方に、求職活動を行うことを条件に、一定期間家賃相当額を支給します。	生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づく各事業等により、自立に向けた支援を行いました。	○支援を行った生活困窮者のうち、就労・増収にいたった割合 65.0% (総合振興計画実施計画:事業06-2-2-02)	・各区役所福祉課内に設置された「福祉まるごと相談窓口」にて、延べ5,637名の相談を受け止め、犯罪をした者等も含めて相談者の状況に応じた支援を行いました。 ・就労・増収に向けた相談・助言等を行う就労支援を688名に対し実施し、446名が就職しました(就職率:64.8%)。 ・住居を失った又は失うおそれの高い方に家賃相当額を支給する住居確保給付金の支給決定 144名	B		福祉局	生活福祉課
5	ジョブスポットにおける取組	各区役所内にハローワークの職業相談員が常駐する「ジョブスポット」を設置し、福祉事務所と連携しながら、職業相談、職業紹介等の就労支援を実施します。	各区役所内にハローワークの職業相談員が常駐する「ジョブスポット」を設置し、福祉事務所と連携しながら、就労支援を実施しました。	—	・各区役所内に設置された「ジョブスポット」にて新規求職者数として就労支援を実施 1,508人 ・(就労支援を行った者のうち)就労件数 1,147件	B		福祉局	生活福祉課
6	さいたま市セカンドライフ支援センターにおける取組	「セカンドライフ支援センター」において、おおむね50歳以上の中高年齢層の方に、ボランティア、就労、地域活動等に関する相談・情報提供を行い、地域社会への参加促進を支援します。	おおむね50歳以上の中高年齢層の方に、ボランティア、就労、地域活動等に関する相談を受け付け、情報提供を行いました。	○セカンドライフ支援センターにおける相談件数 1,320件 (総合振興計画実施計画:事業06-1-1-02)	・相談件数 1,694件 ・セカンドライフ意識啓発セミナー及びセカンドライフ応援フェアを実施し、地域社会への参加促進を支援しました。	A		福祉局	高齢福祉課
7	障害者への就労支援に関する取組	障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるようにするため、職業訓練、各種講座等の実施、ハローワーク等の関係機関との調整のほか、就職後のジョブコーチによる定着支援等を実施します。	障害者に対し、就労準備性を高めるため、パソコン講座や就活講座等の各種講座を実施するとともに、就労に繋げるため、企業での実習を実施しました。 就職後はジョブコーチによる職場定着支援を行ったり、離職予防のため余暇活動講座等を実施しました。	○障害者総合支援センター登録者の就労増員数(在宅就労含む) 92人 ○受入協力企業での実習件数 47件 (総合振興計画実施計画:事業06-2-1-07)	・障害者総合支援センター登録者の就労増員数(在宅就労含む) 94人 ・受入協力企業での実習件数 49件	B		福祉局	障害者総合支援センター
(1)就労の確保等 ②犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上									
8	協力雇用主への競争入札参加資格審査における加点の取組	建設工事に係る競争入札参加資格審査において、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主」へ加点を行うことで、再犯防止の取組を促進します。	建設工事に係る競争入札参加資格審査時に、協力雇用主へ加点を行いました。	—	令和5・6年度建設工事競争入札参加資格審査の等級区分において、市内に本店を有する業者のうち、法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者に対して、発注者別評価点として10点の加点を行いました。	B		財政局	契約課
9	協力雇用主について企業等に周知する取組	市ホームページへの掲載や広報用チラシ等を設置する等、協力雇用主への支援制度等の広報を実施します。	市ホームページへの掲載等、協力雇用主への支援制度等の広報を実施しました。	—	協力雇用主への支援制度等について、市ホームページに掲載することにより、制度の周知に繋がりました。	B		経済局	労働政策課
10	市内企業におけるCSR・SDGs活動の促進に関する取組	自らの事業活動の維持・拡大を図りつつ、社会的健全性を両立させる企業経営の推進を図ろうとする意欲のある市内企業の支援を行っています。 CSR・SDGs活動には、刑余者等の社会参画を促進し、ダイバーシティ(多様性)を実現する取組が含まれます。多くの事業者におけるCSR・SDGs経営の促進を図るとともに、事業者の活動に対する市民理解を促します。	「さいたま市SDGs企業認証制度」の実施を通じて、市内企業のSDGs経営推進に向けた取組を支援しました。	○SDGs企業認証数 30社増 (総合振興計画実施計画:事業11-1-3-04)	認証制度説明会を2回開催したほか、個別企業への訪問を実施することで、認証制度の周知活動を行い、年度中に49社を認証しました。	A		経済局	経済政策課

事業番号	計画に掲載している標題	計画に掲載している事業内容	令和5年度の取組内容	令和5年度目標	令和5年度実績・取組の成果	達成度	達成度がCまたは「－」であった理由	局名	課所名
(2)住居の確保等									
11	市営住宅への入居に関する取組	現に住宅に困窮していることが明らかな低所得者に、低廉な家賃で住宅を提供します。	現に住宅に困窮していることが明らかな低所得者向けに、市営住宅の定期募集を年3回実施しました。	—	3回の定期募集で74世帯の方について、市営住宅の入居決定を行いました。	B		建設局	住宅政策課
12	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給の促進に関する取組	保護観察対象者等を含めた住宅確保要配慮者が円滑に賃貸住宅に入居できるよう、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度について、普及や利用促進を図ります。	保護観察対象者等を含めた住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度について、市報への掲載等により周知を行いました。また、居住支援団体との連携により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援の推進を図りました。	○セーフティネット住宅登録戸数 5,700戸 ○居住支援に係る連携団体数 7団体 (総合振興計画実施計画:事業09-2-2-09)	・(住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の周知により)セーフティネット住宅登録戸数 6,501戸 ・居住支援協議会の活動を通じて、居住支援に係る9団体と連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居に向けた支援を行いました。	A		建設局	住宅政策課
13	障害者の居住場所の確保に関する取組	障害者が自ら選択した地域で生活するための住まいの場として、グループホームの整備を促進します。	施設整備計画の募集	○グループホームの定員数 1,400人 (総合振興計画実施計画:事業06-2-1-03)	グループホームの定員数 1,432人	A		福祉局	障害政策課
4・再	福祉まるごと相談窓口における取組	各区役所福祉課内に「生活自立・仕事相談センター」を設置し、生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づき住居確保給付金の支給、就労支援、家計改善支援等、自立に向けた歩みを進めていけるよう関係機関と連携した包括的な支援を実施します。 (7ページでは、以下を追加) 就労支援としては、就労に必要な基礎能力向上のための就労準備支援や、就労体験や支援付きの雇用を提供する就労訓練事業を実施します。 (12ページでは、以下を追加) 住居確保給付金は、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失又はそのおそれの高い方に、求職活動を行うことを条件に、一定期間家賃相当額を支給します。	生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づく各事業等により、自立に向けた支援を行いました。	○支援を行った生活困窮者のうち、就労・増収にいたった割合 65.0% (総合振興計画実施計画:事業06-2-2-02)	・各区役所福祉課内に設置された「福祉まるごと相談窓口」にて、延べ5,637名の相談を受け止め、犯罪をした者等も含めて相談者の状況に応じた支援を行いました。 ・就労・増収に向けた相談・助言等を行う就労支援を688名に対し実施し、446名が就職しました(就職率:64.8%)。 ・住居を失った又は失うおそれの高い方に家賃相当額を支給する住居確保給付金の支給決定 144名	B		福祉局	生活福祉課
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組									
(1)高齢者又は障害者等への支援等 ①保健医療・福祉サービスの提供に関する取組									
14	包括的な支援体制の構築に関する取組	相談支援包括化推進員の配置や各相談支援機関が情報共有・支援調整を行う場の整備等、福祉の複合的な課題を抱える市民に対応できるよう、包括的な支援体制の構築を図ります。	福祉の複合的な課題を抱える市民等に対応するため、各区役所に福祉まるごと相談窓口を開設し、相談内容に応じた必要な支援のコーディネートを行う等、包括的な支援を実施しました。	○相談者の満足度 70% (総合振興計画実施計画:事業06-2-2-01)	・福祉まるごと相談窓口を10区に設置し、幅広い相談について包括的に受け止め、適切な支援のコーディネートを行いました。 ・個々の事案の適切な支援を進めるために、相談内容に応じた関係機関が参加する支援会議を開催する等、関係機関同士が連携して課題に対応する体制の整備が進み、犯罪をした者等も含めて複合的な課題を抱えた方からの相談を受ける体制の整備にも寄与しました。 ・窓口利用者の満足度 93.8%	A		福祉局	生活福祉課
15	シニアサポートセンター(地域包括支援センター)における取組	「シニアサポートセンター(地域包括支援センター)」において、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心した生活ができるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となり、総合相談や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業等を実施します。	「シニアサポートセンター(地域包括支援センター)」において、総合相談や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業等を実施しました。	○地域包括支援センターの認知度 60% (総合振興計画実施計画:事業06-1-1-04)	・介護に関する相談や悩みのほか、高齢者の健康や福祉、医療や生活に関することや成年後見制度などの権利擁護業務に関する相談等に対応しました。 ・地域包括支援センターの認知度認知度 62% (「シニアサポートセンター(地域包括支援センター)」をより多くの方に利用してもらえるよう認知度の向上に取り組む)	B		福祉局	いきいき長寿推進課
16	認知症高齢者等の支援に関する取組	認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症を正しく理解する認知症サポーターや地域でボランティア活動を行うおれんじパートナーの養成、早期診断・早期対応を行うもの忘れ検診、認知症初期集中支援チームによる支援等を行い、認知症の予防から、重度の方への対応、その介護者への対応まで切れ目ない支援に取り組みます。	認知症施策推進計画に沿って、地域において認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターや地域でボランティア活動を行うおれんじパートナーの養成、認知症の早期診断・早期対応を目的とするもの忘れ検診や認知症初期集中支援チームによる支援等の認知症施策を総合的かつ計画的に推進しました。	○認知症サポーターの養成数 9,000人 ○認知症サポーターステップアップ講座の参加者が「とても満足」「満足」と回答した割合 93% ○企業・団体等登録件数(チームオレンジ) (総合振興計画実施計画:事業06-1-1-05)	・認知症疾患医療センターにおける専門医療相談件数 4,031件 ・認知症サポーター養成数 5,267人 ・認知症サポーターステップアップ講座の参加者が「とても満足」「満足」と回答した割合 96% ・企業・団体登録件数 416件 ・医療従事者向け研修開催回数 7回 ・介護従事者向け研修開催回数 6回(e-ラーニングを除く) ・もの忘れ検診受診者 1,983人	C	認知症サポーター養成数は前年度と比較して回復基調にあるものの、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、目標に達しなかったため。	福祉局	いきいき長寿推進課
17	介護予防に関する取組	ますます元気教室などの介護予防教室を開催するとともに、高齢者自身が身近な場所で継続して運動できるよう、いきいき百歳体操の自主グループ等が活動する住民主体の通いの場の拡充に努めます。 また、リハビリテーション専門職等を地域の高齢者サロン等へ派遣することにより、地域の介護予防の機能強化に取り組みます。	コロナ禍で休止していた「いきいき百歳体操」を行う「通いの場」への再開・継続支援を行い、9割以上の「通いの場」が活動再開に至りました。通いの場への継続支援として、リハ職などの専門職派遣を通いの場へ派遣する体制を整えました。 感染症対策を講じながら、「ますます元気教室」や「すこやか運動教室」といった介護予防教室を開催し、地域の介護予防ボランティアを養成するためとしていきいきサポーター養成講座を開催しました。	○通いの場等で健康教育等を受けた方が「とても満足」「満足」と回答した割合 84% (総合振興計画実施計画:事業03-1-1-03) ○「通いの場」への高齢者の参加者数 18,000人 ○いきいきサポーター養成講座参加者が講座内容について「とても満足」と回答した割合 56% (総合振興計画実施計画:事業06-1-1-01)	○通いの場等で健康教育等を受けた方が「とても満足」「満足」と回答した割合 98% (総合振興計画実施計画:事業03-1-1-03) ○「通いの場」への高齢者の参加者数 18,008人 ○いきいきサポーター養成講座参加者が講座内容について「とても満足」と回答した割合 50% (総合振興計画実施計画:事業06-1-1-01)	B		福祉局	いきいき長寿推進課
18	障害者の権利の擁護に関する取組	障害者や障害に対する偏見や差別をなくすため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」(ノーマライゼーション条例)の理念や、障害者に対する理解を深めるための各種啓発活動を実施し、障害のあるなしに関わらず、誰もが権利の主体として互いに尊重し、安心して共に生活を送ることができる地域社会をつくることを目指します。	・「障害者週間」市民のつどいを会場で実施。 ・市内小学6年生を対象にノーマライゼーション条例リーフレットを配布。 ・市内障害福祉サービス事業所を対象とした監査指導の中で、障害者への差別の解消に関する研修を実施。また、市職員を対象にした障害者への差別の解消に関する研修を実施。	○各種啓発イベントの参加者数 3,000人 ○参加者アンケートによる障害について理解が深まったと回答する方の割合 90% (総合振興計画実施計画:事業06-2-1-01) ○差別の解消等の研修アンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合 80% (総合振興計画実施計画:事業06-2-1-02)	○各種啓発イベントの参加者数 3,207人 ○参加者アンケートによる障害について理解が深まったと回答する方の割合 94.2% (総合振興計画実施計画:事業06-2-1-01) ○差別の解消等の研修アンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合 98.7% (総合振興計画実施計画:06-2-1-02)	A		福祉局	障害政策課

事業番号	計画に掲載している課題	計画に掲載している事業内容	令和5年度の取組内容	令和5年度目標	令和5年度実績・取組の成果	達成度	達成度がCまたは「－」であった理由	局名	課所名
19	障害者の社会参加の促進	就労移行支援や就労継続支援A型・B型等の障害福祉サービスの利用を通じて、就労に向けた訓練の機会を提供します。	就労移行支援や就労継続支援A型・B型等の障害福祉サービスの利用を通じて、就労に向けた訓練の機会を提供しました。	—	就労に向けた訓練の機会を提供することで、障害のある方の社会参加につなげました。	B		福祉局	障害福祉課
		また、地域活動支援センターの利用を通じて創作的活動や生産活動の機会を提供する等、施設・サービスの利用につなげることで、障害のある方の社会参加の促進を図ります。	地域活動支援センターの利用を通じて、創作活動や生産活動の機会を提供しました。	—	創作活動及び生産活動の機会を提供することで、障害のある方の社会参加につなげました。	B		福祉局	障害政策課
20	障害者生活支援センターにおける取組	障害者生活支援センターにおいて、住まいや日常生活等暮らしに関する相談支援を実施します。また、差別や虐待等権利侵害の通報や相談受付、教育や就労に関する相談や情報の提供等、障害者が抱える課題について、1人ひとりに応じたサービス利用援助を実施します。	障害者生活支援センターにおいて、住まいや日常生活など暮らしに関する相談支援を実施しました。	—	障害者生活支援センターにおいて、住まいや日常生活など暮らしに関する相談支援を実施することにより、障害のある方の社会参加に繋がりました。	B		福祉局	障害福祉課
21	生活保護制度における取組	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行うことにより、生活を安定させるとともに、その方の状態に応じた自立を目指し支援を実施します。	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、自立を目指した支援を実施しました。	—	生活に困窮する方に対し、自立を目指した支援を実施した結果、「働きによる収入の増加・取得」が344世帯、「社会保障給付金の増加」により20世帯が自立し、生活保護廃止となりました。	B		福祉局	生活福祉課
22	生活困窮者自立支援制度における取組	各区役所福祉課内に「生活自立・仕事相談センター」を設置し、生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づき住居確保給付金の支援、就労支援、家計改善支援等、自立に向けた歩みを進めていけるよう関係機関と連携した包括的な支援を実施します。	生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づく各事業等により、自立に向けた支援を行いました。	—	各区役所福祉課内に設置された「福祉まるごと相談窓口」にて、延べ5,637名の相談を受け止め、犯罪をした者等も含めて相談者の状況に応じた支援を行いました。	B		福祉局	生活福祉課
23	心神喪失者等医療観察法に基づく地域処遇に関する対応	さいたま保護観察所と情報交換等を行いながら、心神喪失者等医療観察法の対象者への地域処遇計画に基づき、地域での相談支援やケア会議への参加を通じて関係機関と連携して、対象者への支援を行います。	地域処遇計画に基づき、ケア会議等への参加を通じて、さいたま保護観察所や関係機関と連携し、心神喪失者等医療観察法の対象者を支援しました。	—	心神喪失者等医療観察法のCPA会議・ケア会議等に延84回参加しました。ケア会議等への参加を通じて、さいたま保護観察所や医療機関、関係機関との情報交換等を行い地域処遇計画に基づき地域で対象者への相談支援を実施しました。	B		保健衛生局	精神保健課
24	医療分野におけるさいたま保護観察所等との連携	埼玉県医療観察制度運営連絡協議会への参画やさいたま保護観察所と情報交換等を行い、医療観察制度が適切に運用されるよう取組みます。	埼玉県医療観察制度運営連絡協議会に参画し、さいたま保護観察所等の関係機関と随時情報交換を行いました。	—	令和6年2月27日に開催された埼玉県医療観察制度運営連絡協議会に参画しました。また、さいたま保護観察所等の関係機関と随時情報交換を行い、医療観察制度の適切な運用に寄与しました。	B		保健衛生局	保健衛生総務課
(1)高齢者又は障害者等への支援等 ②関係機関・団体との連携の強化									
25	さいたま市社会福祉協議会との連携	本市における地域福祉推進の要であるさいたま市社会福祉協議会と連携し、協働で事業を実施することで、地域社会の福祉課題解決に取り組むことにより、誰もが身近な地域で安心して暮らせるよう、地域福祉の機能充実を図ります。	地域住民のニーズの把握を行い、地域福祉の推進を担う地域福祉コーディネーターの配置・育成に対して財政的支援を行いました。	—	地域福祉コーディネーターの配置・育成について、社会福祉協議会への補助金交付を通じて財政的に支援し、地域福祉活動の体制づくりを推進しました。	B		福祉局	福祉総務課
26	さいたま市民生委員児童委員協議会との連携	地域住民が抱える問題について相談に応じるとともに、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが得られるよう、関係行政機関、施設、団体との連絡調整等を担う民生委員・児童委員と連携し、その活動を支援することで、地域住民の福祉向上を図ります。	民生委員・児童委員の活動を支援するため、委員活動の必要経費や研修・大会への参加経費の一部を補助しました。また、委員の資質向上のため民生委員・児童委員研修を開催しました。	研修の開催回数 6回 (第2期保健福祉総合計画:各論第1章(3)③)	・委員の資質向上のため、民生委員・児童委員研修を6回開催しました。地域住民の福祉向上のため、補助金の交付による委員活動への財政的支援を行い、委員との連携が強化されました。	B		福祉局	福祉総務課
27	埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会に関する取組	更生保護関係機関、地方公共団体、司法関係機関、医療・福祉関係機関等で構成される埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会に参画し、社会復帰支援の取組状況や課題等を構成員間で共有することにより連携を図ります。	埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会に参画する予定であったが、業務の都合により参画することができなかった。	—	埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会に参画する予定であったが、業務の都合により参画することができなかった。	C	業務の都合により参画することができず、社会復帰支援の取組状況や課題等の共有が行えなかった。	福祉局	生活福祉課
28	高齢又は障害により自立が困難な矯正施設出所者等の地域生活定着支援に係る連絡協議会に関する取組	刑事施設、保護観察所、更生保護施設、地方公共団体、地域生活定着支援センター等で構成される高齢又は障害により自立が困難な矯正施設出所者等の地域生活定着支援に係る連絡協議会に参画し、情報交換等を行うことにより、自立困難な矯正施設出所者等が必要な福祉サービスを受けられるよう、相互の連携を確保します。	高齢又は障害により自立が困難な矯正施設出所者等の地域生活定着支援に係る連絡協議会に参画する予定であったが、業務の都合により参画することができなかった。	—	高齢又は障害により自立が困難な矯正施設出所者等の地域生活定着支援に係る連絡協議会に参画する予定であったが、業務の都合により参画することができなかった。	C	業務の都合により参画することができず、情報交換等を行うことができなかった。	福祉局	生活福祉課
6・再	さいたま市セカンドライフ支援センターにおける取組	「セカンドライフ支援センター」において、おおむね50歳以上の中高年齢層の方に、ボランティア、就労、地域活動等に関する相談・情報提供を行い、地域社会への参加促進を支援します。	おおむね50歳以上の中高年齢層の方に、ボランティア、就労、地域活動等に関する相談を受け付け、情報提供を行いました。	○セカンドライフ支援センターにおける相談件数 1,320件 (総合振興計画実施計画:事業06-1-1-02)	・相談件数 1,694件 ・セカンドライフ意識啓発セミナー及びセカンドライフ応援フェアを実施し、地域社会への参加促進を支援しました。	A		福祉局	高齢福祉課
7・再	障害者への就労支援に関する取組	障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるようにするため、職業訓練、各種講座等の実施、ハローワーク等の関係機関との調整のほか、就職後のジョブコーチによる定着支援等を実施します。	障害者に対し、就労準備性を高めるため、パソコン講座や就活講座等の各種講座を実施するとともに、就労に繋げるため、企業での実習を実施しました。 就職後はジョブコーチによる職場定着支援を行ったり、離職予防のため余暇活動講座等を実施しました。	○障害者総合支援センター登録者の就労増員数(在宅就労含む) 92人 ○受入協力企業での実習件数 47件 (総合振興計画実施計画:事業06-2-1-07)	・障害者総合支援センター登録者の就労増員数(在宅就労含む) 94人 ・受入協力企業での実習件数 49件	B		福祉局	障害者総合支援センター
13・再	障害者の居住場所の確保に関する取組	障害者が自ら選択した地域で生活するための住まいの場として、グループホームの整備を促進します。	施設整備計画の募集	○グループホームの定員数 1,400人 (総合振興計画実施計画:事業06-2-1-03)	グループホームの定員数 1,432人	A		福祉局	障害政策課

事業番号	計画に掲載している標題	計画に掲載している事業内容	令和5年度の取組内容	令和5年度目標	令和5年度実績・取組の成果	達成度	達成度がCまたは「－」であった理由	局名	課所名
(2)薬物依存を有する者への支援等 ①薬物依存者に対する支援等に関する取組									
29	薬物依存症者本人および家族等への支援①	薬物依存症者本人及び家族等からの相談に対し、電話や面接等による相談支援や保健医療・福祉サービスの利用促進を図ります。	薬物依存症者本人及び家族等へ、相談対応や保健医療・福祉サービス利用の促進等の支援を行いました。	—	薬物依存症者本人及び家族等からの相談に対し、電話や面接、訪問、関係機関からの相談など、相談支援を延35件実施し、薬物依存に対する対応方法や医療機関情報の提供、地域で生活していくための福祉サービスの利用の促進をしました。	B		保健衛生局	精神保健課
			薬物依存症者本人及び家族等からの相談に対し、電話や面接等による相談支援や保健医療・福祉サービス等の利用に関する助言等の支援を行いました。	—	・薬物依存症者本人及び家族等に対する電話相談対応 69件 ・薬物依存症者本人及び家族等に対する面接相談対応 24件 ・依存症に関する個別相談会(市報にて周知) 8回実施	B		保健衛生局	こころの健康センター
30	薬物依存症者本人および家族等への支援②	また、依存症関連の問題を持つ方の家族に対し、依存症家族教室を実施し、依存症についての正しい知識や適切な対応方法を知り、本人及び家族が回復に向かうことが出来るよう支援します。	依存症家族教室を実施し、依存症についての正しい知識や適切な対応方法の講義、当事者の体験発表、グループワークを実施しました。	—	・依存症家族教室を2クール(3回1クール)実施し、延べ37名の参加がありました。 ・家族教室修了者向けのグループを実施(月1回)し、延べ30名の参加がありました。	B		保健衛生局	こころの健康センター
31	薬物を含む依存症に対する相談支援のネットワーク構築と人材育成に関する取組	地域における相談支援のネットワーク構築及び人材育成を目的に、依存症に関わる支援者向けの研修会を開催します。また、依頼に応じて、さいたま保護観察所、埼玉ダルク等の依存症関連団体への技術支援を実施します。	依存症支援者研修会を実施しました。 また、埼玉ダルク等の依存症関連団体へ技術支援を実施しました。	—	・依存症支援者研修会を実施し、56名の参加がありました。 ・関連団体である埼玉ダルク、さいたまマックへ各5回ずつ出張し、技術支援を実施しました。	B		保健衛生局	こころの健康センター
(2)薬物依存を有する者への支援等 ②薬物依存に関する適切な広報・啓発									
32	薬物乱用防止啓発用ビデオ・DVD・薬物標本の貸し出し	主に薬物乱用防止指導員が市立学校において、健康教育の推進を目的として行う薬物乱用防止教室で使用する教材として、DVDや薬物標本の貸し出しを実施します。	啓発用DVD・薬物標本の貸し出しについてホームページに掲載し周知しました。また、薬物乱用防止教室で使用する教材として、DVDの貸し出しを行いました。	—	啓発用DVDの貸し出しを通して、薬物乱用防止の啓発を行うことができました。	B		保健衛生局	環境薬事課
			薬物乱用防止指導員が市立学校において、健康教育の推進を目的として行う薬物乱用防止教室で使用する教材として、DVDや薬物標本の貸し出しを実施しました。	—	薬物乱用防止指導員が市立学校において、健康教育の推進を目的として行う薬物乱用防止教室で使用する教材として、DVDや薬物標本の貸し出しを実施しました。	B		教育委員会	健康教育課
33	薬物乱用防止啓発パンフレットの配布	薬物乱用問題に対する意識を高め、また正しく認識してもらうため、啓発用パンフレットを作成し、イベント等において市民に配布するとともに、小学校、中学校及び高等学校で行う薬物乱用防止教室等で教材として交付します。	中学校、中等教育学校及び高等学校に薬物乱用防止の啓発用リーフレットを配布します。	—	リーフレットの作成は実施したが、市内中学校(67校)、中等教育学校(1校)及び市内高等学校(33校)へのリーフレットの配布が次年度となった。	C	予定していた取組みの達成時期が遅れたため	保健衛生局	生活衛生課
			7月6日に大宮駅構内において「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 ヤング街頭キャンペーンを実施し、駅利用者に対し啓発資材を配布しました。また、薬物乱用防止教室等で使用する啓発資材を提供しました。	—	啓発資材の配布を通して、幅広い年齢層の市民に対し薬物乱用防止の啓発を行うことができました。	B		保健衛生局	環境薬事課
34	薬物を含む依存症に関する普及啓発	依存症者本人及び家族等が治療や支援につながるよう、リーフレット等を使用し、依存症に関する正しい知識や情報の周知を図ります。	依存症や家族対応に関するリーフレットを相談時に活用するほか、研修会などを通じて関係機関に送付し、知識や情報の周知を図りました。	—	相談時に依存症相談拠点機関・家族対応のリーフレットを活用するほか、関係機関に送付しました。また、依存症に関する知識や相談・治療についてまとめた動画を公開し、情報の周知を行いました。	B		保健衛生局	こころの健康センター
35	「薬物乱用防止キャンペーン」活動の支援	薬物乱用の防止及び医薬品の正しい使用を啓発する活動等に対する支援を実施します。	一般社団法人さいたま市薬剤師会が実施する「薬物乱用防止・正しい医薬品使用啓発事業」に対し補助金を交付します。	—	一般社団法人さいたま市薬剤師会が実施する「薬物乱用防止・正しい医薬品使用啓発事業」に対し補助金を交付して支援を行いました。(事業費:1,223,236円)	B		保健衛生局	生活衛生課
36	薬物乱用防止啓発CM上映	15秒の薬物乱用防止啓発CMを、公共施設に設置しているモニター等において、毎年一定期間上映します。	8月1日から8月31日の間、さいたま新都心駅前大型映像装置において、市が作成した薬物乱用防止啓発CMを1日80回放映しました。また、区役所に設置されているモニターでの放映を行いました。	—	啓発CMの放映を通して、駅や区役所を利用する幅広い年齢層の多数の市民に対し薬物乱用防止の啓発を行うことができました。	B		保健衛生局	環境薬事課
3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組									
①修学支援等に関する取組									
37	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	全市立学校にスクールカウンセラーを、全市立小学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者に対して学校の教員とともに教育相談を実施します。また、児童生徒が少年院や少年鑑別所を出院・退所して学校に復学する際等、必要に応じて関係機関と連携して支援することにより、児童生徒や保護者の不安や悩みの早期解消を図ります。	市立学校の全児童生徒及び保護者を対象とした、「さいたま市24時間子どもSOS窓口における取組」について、教室掲示用ポスター、リーフレット、カードを配付して周知し、電話にて児童生徒の悩みや保護者の子どもに関する悩み等の相談に対応 受付期間:365日 受付時間:24時間 ※フリーダイヤル、通話料無料	○スクールソーシャルワーカーを対象にした研修等の実施 8回(総合振興計画実施計画:事業04-1-2-04)	・スクールカウンセラーをはじめとする専門の相談員を市立学校に配置したことで、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止めるとともに、教職員と連携して組織的な対応、支援を行うことができた。 ・複雑化、多様化する児童生徒の状況への対応を強化するため、スクールソーシャルワーカーを対象にした研修会等を8回実施した。	B		教育委員会	総合教育相談室
38	子どもケアホームにおける取組	「子どもケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等様々な理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難となり、生きづらさを感じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治療を中心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を行います。	「子どもケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等様々な理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難となり、生きづらさを感じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治療を中心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を行いました。	—	「子どもケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等様々な理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難となり、生きづらさを感じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治療を中心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を行い、心理的ケアに繋がりました。	B		子ども未来局	子ども家庭支援課
39	生活困窮世帯の子どもの学習支援における取組	世代間の貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習支援をはじめ、他の利用者や学習支援員らと交流できる居場所づくり、進学に関する支援、高校生の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を実施します。	生活困窮世帯における世代間の貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習支援、居場所づくり、進学に関する支援、高校生の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を実施しました。	○(学習支援)教室参加者の出席率(中高生教室) 45.2% ○(学習支援)教室参加者の生活保護受給世帯に属する中学生の高校等進学率 99.0% ○(学習支援)教室参加者の出席率(小学教室) 66.2%(総合振興計画実施計画:事業06-2-2-03)	・生活困窮世帯における世代間の貧困の連鎖を防止するため、犯罪をした者等も含めて子どもと保護者の双方に必要な支援を実施しました。 ・教室参加者の出席率について、受託者や生活保護担当ケースワーカーによる参加勧奨等を行ったことにより、中高生教室については53.2%、小学生教室については75.5%となりました。また、教室参加者の生活保護受給世帯に属する中学生の高校等進学率については、100%となりました。	A		福祉局	生活福祉課

事業番号	計画に掲載している標題	計画に掲載している事業内容	令和5年度の取組内容	令和5年度目標	令和5年度実績・取組の成果	達成度	達成度がCまたは「－」であった理由	局名	課所名
40	美園中学校分教室(国立武蔵野学院)における取組	生徒の基礎学力の向上を図るとともに、生徒1人ひとりの個性の伸長と望ましい人格の完成を目指し、学院職員と連携・協力して支援を実施します。	・指導訪問を実施し、生徒の基礎学力向上の視点で指導主事が授業を参観し、授業者に対して指導助言を行いました。 ・生徒一人ひとりの個性の伸長と望ましい人格の完成を目指した教育課程の運用と実施に向けて、助言を行いました。	—	・わかる授業の展開や実態に応じた学習形態の多様化について指導助言を行ったことで、生徒の基礎学力の向上が図れました。 ・学院職員と、指導案検討の時点から連携できたことで、基礎学力の向上の視点をきっかけとして生徒の自立支援の推進を目指すことができました。	B		教育委員会	教育課程指導課
3・再	さいたま市若者自立支援ルームにおける取組	「さいたま市若者自立支援ルーム」において、社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、就労や復学へ向けて円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を実施します。	社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、就労や復学へ向けて円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を実施しました。	○若者自立支援ルーム利用者アンケートで、自立に向かっていると回答した方の割合 66% ○若者自立支援ルーム利用登録者のうち、就労・就学等自立に向けステップアップした人数 90人 (総合振興計画実施計画:事業07-1-3-04)	・若者自立支援ルーム利用者アンケートで「自立に向かっている」と回答した方の割合 75% ・若者自立支援ルーム利用登録者のうち就労・就学等自立に向けステップアップした人数 96人	A		子ども未来局	子ども・青少年政策課
②非行防止に関する取組									
41	薬物乱用防止に関する指導の実施	全ての市立小・中・高等・中等教育学校において、警察職員、学校薬剤師等の関係機関と連携して「薬物乱用防止教室」を実施し、児童生徒が様々な薬物とその乱用による健康への害や、薬物に手を出さない決意をすることの大切さについて理解する機会を設けます。	年間指導計画上に、「薬物乱用防止」に関する指導が実施されるかを確認し、各学校に適切な指導を行いました。	—	指導訪問等を通して、保健体育において薬物乱用と健康についても適切な指導が行われているか・授業を参観し、指導者に対して指導助言を行いました。	B		教育委員会	教育課程指導課
			市立小・中・高等・中等教育学校において、警察職員、学校薬剤師等の関係機関と連携して「薬物乱用防止教室」を実施しました。	—	「薬物乱用防止教室」を実施し、児童生徒が様々な薬物とその乱用による健康への害や、薬物に手を出さない決意をすることの大切さについて理解する機会を設けることができました。	B		教育委員会	健康教育課
42	非行防止教室の開催	児童生徒の非行・問題行動の抑止を目的として、学校が保護者、地域、警察、少年鑑別所等の関係機関等と連携した「非行防止教室」を開催します。児童生徒の規範意識の醸成、他者を思いやるなどの豊かな心の育成、安全な生活を営もうとする態度や習慣の形成、判断力の育成をもって、児童生徒の健全育成を図ります。	関係機関や団体への協力依頼、各校で実施した非行防止に向けた取組状況について集約を行います。次に、各校の実践内容について学校・警察連絡協議会や研修会において周知します。	—	・非行防止に向けた取組を行った学校 100% ・薬物乱用防止教室に取り組んだ学校 95.8% ・ネットトラブルに取り組んだ学校 98.8% ・実施方法(オンライン、DVD視聴等)を工夫し、関係機関と連携した非行防止教室を実施した学校 84校	B		教育委員会	生徒指導課
43	学校と保護司の連携した取組	「社会を明るくする運動」の一環として、保護司による青少年の健全育成や非行予防に向けた講演会の開催支援や、地区担当保護司と学校との情報交換を行います。また、保護司会が児童生徒に標語入りポスターや作文コンクールの作品募集を行う支援をします。	保護司会と連携し、児童生徒に標語入りポスターや作文コンクールの作品募集を行う支援や、大宮地区保護司会の「社会を明るくする運動」への後援を行います。	—	・保護司会の作品募集への支援を通して、保護司会と学校の連携を図れるようにしました。 ・保護司会への後援を通して、保護司会と教育委員会の連携を図れるようにしました。	B		教育委員会	生徒指導課
44	SNSを活用した相談窓口における取組	市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象に、悩みや全般の相談をSNSで受け付け、悩みの深刻化を未然に防ぎ、必要に応じて、市の相談窓口等を紹介することにより、継続的な相談につなげます。	市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象とした、「さいたま市SNSを活用した相談窓口」について、リーフレット、カードを配付して周知し、SNSを活用して悩みや相談に対応 受付期間:令和5年4月21日～令和6年3月10日 (毎月1～10日)※一部期間延長 受付時間:午後 6 時00分～午後 10 時00分	—	市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象とした、「さいたま市SNSを活用した相談窓口」について、リーフレット、カードを配付して周知し、相談対応を行うことができた。	B		教育委員会	総合教育相談室
45	さいたま市24時間子どもSOS窓口における取組	悩みや不安を抱える児童生徒や、子どもに関する悩みを抱える保護者のSOSを受け止めるため、24時間フリーダイヤルで電話相談を実施します。	市立学校の全児童生徒及び保護者を対象とした、「さいたま市24時間子どもSOS窓口における取組」について、教室掲示用ポスター、リーフレット、カードを配付して周知し、電話にて児童生徒の悩みや保護者の子どもに関する悩み等の相談に対応 受付期間:365日 受付時間:24時間 ※フリーダイヤル、通話料無料	—	市立学校の全児童生徒及び保護者を対象とした、「さいたま市24時間子どもSOS窓口」について、教室掲示用ポスター、リーフレット、カードを配付して周知し、相談対応を行うことができた。	B		教育委員会	総合教育相談室
46	いじめ防止対策推進条例に基づく取組	「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を設置し、いじめ防止に向け、関係団体等との連携を図り、市が実施するいじめ防止等の取組を推進します。また、啓発品を作成し、広く周知活動を実施します。	○啓発活動の実施回数 2回 (第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン:事業番号91)	○啓発活動の実施回数 2回 (第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン:事業番号91)	・「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク会議」を2回開催し、いじめ防止に向け、関係団体等との連携を図り、市が実施するいじめ防止等の取組を推進しました。 ・啓発品を作成し、広く周知活動を実施しました。	B		子ども未来局	子ども・青少年政策課
47	市内学校におけるいじめ防止対策に関する取組	市立各学校において、「学校いじめ防止基本方針」を作成し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応について組織的な取組を実施します。 また、スクールロイヤーを活用し、児童生徒向けに、いじめについての理解を深め、法的な側面からいじめを未然防止することを目的とした授業を実施するとともに、学校や教職員向けに、いじめの問題への教職員の対応や学校の法的責任等について学ぶための研修会を実施します。 さらに、保護者を対象に、いじめの問題についての知識を深め、学校と協力したいじめの早期発見・早期対応につなげるため、「いじめノックアウトセミナー」を開催します。	6月を「いじめ撲滅強化月間」と位置づけ、各学校ごとにいじめ撲滅に向けた取組を実施します。 学校からの依頼により、スクールロイヤーによる、児童生徒向けにいじめ予防特別講義、教職員向けの研修、法律相談、リーガルチェックを実施します。	○スクールロイヤー等専門家チームのアドバイス等で、課題の解決に向かった割合 99% ○スクールソーシャルワーカーを対象にした研修等の実施 (総合振興計画実施計画:事業04-1-2-04)	・市立各学校が、「いじめ撲滅強化月間」で、「いじめ撲滅」啓発用ポスターを活用したいじめ撲滅に向けたスローガンの作成や、児童会・生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開、校長等による講話などを実施し、いじめ撲滅に向けた機運を高め、いじめ未然防止に努めることができました。 ・スクールロイヤー等専門家チームのアドバイス等で、課題の解決に向かったと実施校が答えた割合 99%	B		教育委員会	生徒指導課
48	青少年の健全育成・非行防止のための意識啓発に関する取組	青少年の健全育成と非行防止について市民への啓発を図るため、青少年の健全育成・非行防止を目的とした事業を実施するとともに、地域の関係団体等と連携し、非行のない社会環境を創るため意識啓発活動を実施します。	市内10区で非行防止キャンペーンを実施するとともに、大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動を実施しました。	○キャンペーン参加地区数 10区 (第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン:事業番号87)	非行防止キャンペーンや大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動の実施により、市民への啓発や青少年の健全育成・非行防止を推進しました。	B		子ども未来局	子ども・青少年政策課

事業番号	計画に掲載している課題	計画に掲載している事業内容	令和5年度の取組内容	令和5年度目標	令和5年度実績・取組の成果	達成度	達成度がCまたは「－」であった理由	局名	課所名
49	暴力団排除リーフレットの配布	青少年の暴力団への加入防止及び暴力団による犯罪の被害防止のため、市立の中学校、高等学校等の生徒に対し暴力団排除に関するリーフレット等の配布等により、暴力団排除の重要性を認識させるための啓発を実施します。	さいたま市暴力排除推進協議会の事務局として、暴力団排除に関するリーフレット・ポスターを作成し、令和5年7月に以下のとおり配布しました。 ・市立中学校58校・高校3校・中等教育学校1校・特別支援学校2校の新1年生を対象に、リーフレットを約12,500部配布しました。 ・暴力団排除を啓発するため、市立中・高・中等教育学校・特別支援学校にポスターを各1部配布しました。	—	市立中学校、高等学校を通じて、暴力団排除に関するリーフレットを新1年生に配布し、青少年の暴力団への加入防止及び暴力団による犯罪の被害防止の啓発を行いました。	B		市民局	市民生活安全課
50	万引き防止対策の取組	万引きは犯罪であることを啓発し、誰もが万引きに手を染めることがないよう、埼玉県警察等と連携して、万引き防止対策に取り組みます。	埼玉県万引き防止官民合同会議の構成員として、埼玉県警察や埼玉県など情報共有を図りました。	—	・埼玉県万引き防止官民合同会議の構成員として、埼玉県警察や埼玉県などと情報共有を図りました。 ・埼玉県万引き防止官民合同会議や事業者等による取組を行っています。万引きの認知件数は1,126件(令和5年)と、前年963件(令和4年)を上回り、予断を許さない状況です。	B		市民局	市民生活安全課
4 犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組									
①少年・若年者に対する支援等に関する取組									
51	なんでも子ども相談窓口における取組	子ども家庭総合センターにおいて、おおむね15歳までの子どもとその保護者及び関係者を対象に、子どもや家庭に関するあらゆることについて相談できる窓口として「総合相談員」を配置し、電話や来所による相談にワンストップで対応します。	おおむね15歳までの子どもとその家族及び関係者を対象に、子どもや家庭に関するあらゆることについて、電話や来所・メールによる相談に対応しました。	○総合相談窓口利用者のうち親身に相談に乗ってくれたと回答した人の割合 95% (総合振興計画実施計画:事業07-1-2-06)	・総合相談窓口利用者のうち親身に相談に乗ってくれたと回答した人の割合 99.5% ・なんでも子ども相談窓口相談件数 4,947件	B		子ども未来局	総務課
52	なんでも若者相談窓口における取組	子ども家庭総合センターにおいて、主に中高生から30代までの方及びその家族・関係者を対象に、学校、仕事、生活上の悩みや困りごとについて相談できる窓口として相談員を配置し、電話や来所による相談にワンストップで対応します。	主に中高生から30代までの方及びその家族・関係者を対象に、学校、仕事、生活上の悩みや困りごとについて、電話や来所による相談に対応しました。	—	・なんでも若者相談窓口相談件数 2,190件	B		子ども未来局	総務課
53	児童相談所における取組	児童相談所において、児童に関する様々な問題について相談に応じ、また警察や学校等の関係機関との十分な連携のもとに、児童が抱える問題あるいは真のニーズ、置かれた環境等を的確に捉え、個々の児童や家庭に効果的な支援を実施します。	非行相談として、ぐ犯行為等相談と触法行為等相談(計170件)を受付しました。 【ぐ犯行為等相談】 合計:122件 内訳:家出・浮浪 48件、持ち出し 30件、窃盗 9件、夜遊び 7件、その他 28件 【触法行為等相談】 合計:48件 窃盗 22件、傷害 10件、わいせつ強姦 7件、その他 9件	—	非行相談に対し、以下の支援を実施しました。 助言指導117件、継続指導22件、他機関あつせん16件、その他14件	B		子ども未来局	北部児童相談所 南部児童相談所
3・再	さいたま市若者自立支援ルームにおける取組	「さいたま市若者自立支援ルーム」において、社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、就労や復学へ向けて円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を実施します。	社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、就労や復学へ向けて円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を実施しました。	○若者自立支援ルーム利用者アンケートで、自立に向かっていると回答した方の割合 66% ○若者自立支援ルーム利用登録者のうち、就労・就学等自立に向けステップアップした人数 90人 (総合振興計画実施計画:事業07-1-3-04)	・若者自立支援ルーム利用者アンケートで「自立に向かっている」と回答した方の割合 75% ・若者自立支援ルーム利用登録者のうち就労・就学等自立に向けステップアップした人数 96人	A		子ども未来局	子ども・青少年政策課
38・再	子どもケアホームにおける取組	「子どもケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等様々な理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難となり、生きづらさを感じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治療を中心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を行います。	「子どもケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等様々な理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難となり、生きづらさを感じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治療を中心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を行いました。	—	「子どもケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等様々な理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難となり、生きづらさを感じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治療を中心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を行い、心理的ケアに繋がりました。	B		子ども未来局	子ども家庭支援課
39・再	生活困窮世帯の子どもの学習支援における取組	世代間の貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習支援をはじめ、他の利用者や学習支援員らと交流できる居場所づくり、進学に関する支援、高校生の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を実施します。	生活困窮世帯における世代間の貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習支援、居場所づくり、進学に関する支援、高校生の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を実施しました。	○(学習支援)教室参加者の出席率(中高生教室) 45.2% ○(学習支援)教室参加者の生活保護受給世帯に属する中学生の高校等進学率 99.0% ○(学習支援)教室参加者の出席率(小学教室) 66.2% (総合振興計画実施計画:事業06-2-2-03)	・生活困窮世帯における世代間の貧困の連鎖を防止するため、犯罪をした者等も含めて子どもと保護者の双方に必要な支援を実施しました。 ・教室参加者の出席率について、受託者や生活保護担当ケースワーカーによる参加勧奨等を行ったことにより、中高生教室については53.2%、小学生教室については75.5%となりました。また、教室参加者の生活保護受給世帯に属する中学生の高校等進学率については、100%となりました。	A		福祉局	生活福祉課
44・再	SNSを活用した相談窓口における取組	市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象に、悩みや全般の相談をSNSで受け付け、悩みの深刻化を未然に防ぎ、必要に応じて、市の相談窓口等を紹介することにより、継続的な相談につなげます。	市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象とした、「さいたま市SNSを活用した相談窓口」について、リーフレット、カードを配付して周知し、SNSを活用して悩みや相談に対応 受付期間:令和5年4月21日～令和6年3月10日 (毎月1～10日)※一部期間延長 受付時間:午後6時00分～午後10時00分	—	市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象とした、「さいたま市SNSを活用した相談窓口」について、リーフレット、カードを配付して周知し、相談対応を行うことができた。	B		教育委員会	総合教育相談室
45・再	さいたま市24時間子どもSOS窓口における取組	悩みや不安を抱える児童生徒や、子どもに関する悩みを抱える保護者のSOSを受け止めるため、24時間フリーダイヤルで電話相談を実施します。	市立学校の全児童生徒及び保護者を対象とした、「さいたま市24時間子どもSOS窓口における取組」について、教室掲示用ポスター、リーフレット、カードを配付して周知し、電話にて児童生徒の悩みや保護者の子どもに関する悩み等の相談に対応 受付期間:365日 受付時間:24時間 ※フリーダイヤル、通話料無料	—	市立学校の全児童生徒及び保護者を対象とした、「さいたま市24時間子どもSOS窓口」について、教室掲示用ポスター、リーフレット、カードを配付して周知し、相談対応を行うことができた。	B		教育委員会	総合教育相談室

事業 番号	計画に掲載している標題	計画に掲載している事業内容	令和5年度の取組内容	令和5年度目標	令和5年度実績・取組の成果	達成度	達成度がCまたは「－」であった理由	局名	課所名
②女性の抱える問題に応じた支援等に関する取組									
54	さいたま市DV相談センターにおける取組	配偶者等からの暴力を受けた被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供するとともに、一時保護等の後に地域での生活を始めた被害者に対し、事案に応じて適切な支援を行うため、関係機関等の連絡調整を行う等、身近な相談窓口として継続的な支援を実施します。	配偶者等から暴力を受けた被害者や一時保護等の後に地域での生活を始めた被害者などから、電話や面接で相談を受け、関係機関等と連携しながら自立に向けた支援を行いました。	○DV被害者への相談支援件数 1,150件 (総合振興計画実施計画:事業01-2-1-02)	○DV被害者への相談支援件数 1,356件 (総合振興計画実施計画:事業01-2-1-02)	A		市民局	人権政策・男女共同参画課
③発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等に関する取組									
55	発達障害者支援センターにおける取組	発達障害がある方が自分らしさを発揮し、充実した生活を送れるよう、関係機関と連携しながら、相談支援、社会参加支援等を行うとともに、地域の支援体制の充実を図ります。	発達障害者社会参加事業では、発達障害者の社会からの孤立化を防ぐため、当センター継続相談者を対象に、「居場所」や「日中体験活動」の場・機会を提供しました。 また、学生向けキャリア形成支援事業では、発達障害者支援に関する知識・情報を普及させるため、講座をとおして二次障害の予防とその人らしい社会参加の在り方を考える機会を設けました。	○発達障害者社会参加事業の取組みを継続活用できた人の割合 70% ○学生向けキャリア形成支援事業支援者向け講座で、内容が理解できたと回答した支援者の割合 90% (総合振興計画実施計画:事業06-2-1-05)	・発達障害者社会参加事業の取組みを継続活用できた人の割合は、72%でした。 ・学生向けキャリア形成支援事業支援者向け講座で、内容が理解できたと回答した支援者の割合は94%でした。 (総合振興計画実施計画:事業06-2-1-05)	B		福祉局	障害者総合支援センター
5 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進等のための取組									
(1)民間協力者の活動の促進 ①民間団体等に対する支援									
56	更生保護関係団体への支援	更生保護事業の円滑な実施と同事業に対する市民の理解と協力を促進するため、保護司会、更生保護女性会等に対する補助を行うことにより、健全な運営及び更生を助長する地域活動の振興を図ります。	保護司会、更生保護女性会等の健全な運営及び更生を助長する地域活動の振興に対する財政的支援を行いました。	—	保護司会、埼玉県更生保護観察協会、更生保護女性会、BBS会の運営費への補助金交付を行うことで、更生保護事業が円滑に実施され、同事業に対する市民の理解と協力の促進につなげました。	B		福祉局	福祉総務課
57	青少年関係団体への支援	青少年関係団体に対する補助を行うことにより、健全な運営及び青少年の健全育成を助長する地域活動の振興を図ります。	健全な運営及び青少年の健全育成を助長する地域活動の振興を図るため、青少年関係団体(90団体)に対し補助金を交付しました。	○交付団体数 91団体 (第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン:事業番号85)	青少年関係団体(90団体)に対し補助金を交付することで、活動を支援しました。	B		子ども未来局	子ども・青少年政策課
27・再	埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会に関する取組	更生保護関係機関、地方公共団体、司法関係機関、医療・福祉関係機関等で構成される埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会に参画し、社会復帰支援の取組状況や課題等を構成員間で共有することにより連携を図ります。	埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会に参画する予定であったが、業務の都合により参画することができなかった。	—	埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会に参画する予定であったが、業務の都合により参画することができなかった。	C	業務の都合により参画することができず、社会復帰支援の取組状況や課題等の共有が行えなかった。	福祉局	生活福祉課
(2)広報活動の推進等 ①再犯の防止等に関する広報・啓発活動の推進									
58	社会を明るくする運動に関する取組	「社会を明るくする運動」に協力し、市内でのキャンペーン等に参画する等、犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について理解を深める取組を推進します。	犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について理解を深める広報、啓発活動を実施しました。	—	社会を明るくする運動の一環として、国、県と連携し、さいたま新都心大型モニターで再犯防止に関する広報・啓発動画を放映することにより、啓発活動の推進に取り組みしました。	B		福祉局	福祉総務課
			青少年育成さいたま市民会議の各地区会が各地区における「社会を明るくする運動」に協力しました。	—	青少年育成さいたま市民会議の各地区会が各地区における「社会を明るくする運動」に協力しました。	B		子ども未来局	子ども・青少年政策課
59	刑を終えて出所してきた人の人権問題の啓発	人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画に基づき、人権教育や啓発等の各種施策を推進し、刑を終えて出所した人の人権に関する普及啓発を実施します。	「刑を終えて出所した人」の人権について、市ホームページや啓発冊子を活用した啓発を行いました。	—	市ホームページに「刑を終えて出所した人」の人権について掲載しているほか、人権啓発冊子「私たちの人権」および法務省作成「人権の擁護」について、各区役所、図書館等に配架しました。	B		市民局	人権政策・男女共同参画課
9・再	協力雇用主について企業等に周知する取組	市ホームページへの掲載や広報用チラシ等を設置する等、協力雇用主への支援制度等の広報を実施します。	市ホームページへの掲載等、協力雇用主への支援制度等の広報を実施しました。	—	協力雇用主への支援制度等について、市ホームページに掲載することにより、制度の周知に繋がりました。	B		経済局	労働政策課
35・再	「薬物乱用防止キャンペーン」活動の支援	薬物乱用の防止及び医薬品の正しい使用を啓発する活動等に対する支援を実施します。	一般社団法人さいたま市薬剤師会が実施する「薬物乱用防止・正しい医薬品使用啓発事業」に対し補助金を交付します。	—	一般社団法人さいたま市薬剤師会が実施する「薬物乱用防止・正しい医薬品使用啓発事業」に対し補助金を交付して支援を行いました。(事業費:1,223,236円)	B		保健衛生局	生活衛生課
48・再	青少年の健全育成・非行防止のための意識啓発に関する取組	青少年の健全育成と非行防止について市民への啓発を図るため、青少年の健全育成・非行防止を目的とした事業を実施するとともに、地域の関係団体等と連携し、非行のない社会環境を創るため意識啓発活動を実施します。	市内10区で非行防止キャンペーンを実施するとともに、大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動を実施しました。	○キャンペーン参加地区数 10区 (第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン:事業番号87)	非行防止キャンペーンや大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動の実施により、市民への啓発や青少年の健全育成・非行防止を推進しました。	B		子ども未来局	子ども・青少年政策課
(2)広報活動の推進等 ②民間協力者に対する表彰									
60	保護司の表彰	さいたま市社会福祉大会において、長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司を表彰することにより、意欲、やりがいの向上を図ります。	さいたま市社会福祉大会を開催し、功績が顕著な保護司を表彰しました。	—	犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献した保護司に対して、その長年にわたる功績を表彰(市長表彰:4名、社協会長表彰:6名)することにより、意欲ややりがいの向上に繋がりました。	B		福祉局	福祉総務課